

対象者と利用者負担額

区分	対象サービス	対象者	月額利用者負担額
す 幼 稚 園 、 保 育 所 、 認 定 こ ど も 園 を 利 用	幼稚園、保育所及び認定こども園の利用料	3～5歳(小学校就学前まで) ※幼稚園、認定こども園の教育利用の子どもは、満3歳から対象	0円 【私学助成幼稚園は、月額25,700円を超えた額】 ※副食(おかず、おやつ)の費用は実費負担となります(※1)
		0～2歳の住民税非課税世帯	0円
	幼稚園、認定こども園の預かり保育の利用料(※2)	3～5歳(小学校就学前まで) ※満3歳になった日から次の3月31日までの子どもは、住民税非課税世帯のみ対象	11,300円を超えた額(※3) ※満3歳になった日から次の3月31日までの子どもは、16,300円
		0～2歳の住民税非課税世帯	16,300円を超えた額(※3)
し 上 記 施 設 を 利 用	認可外保育施設、認可保育所の一時保育事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業などの利用料(※2)	3～5歳(小学校就学前まで)	37,000円を超えた額
		0～2歳の住民税非課税世帯	42,000円を超えた額

※1 年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子(幼稚園・認定こども園【教育利用】の場合は小学校3年生から数える。認可保育所・認定こども園【保育利用】の場合は就学前児童から数える)以降の子どもは、副食の費用が免除される。

※2 保育の必要性があることの認定が必要。

※3 利用日数に応じて月額の上限額は変動あり。(450円×利用日数)

※4 上記サービスのうち、認可保育所、預かり保育を利用しない認定こども園及び施設型給付幼稚園の在園児以外については、子育てのための施設等利用給付認定を受けることにより無償化の対象となる。